

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 9 月 1 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所管理部門長 木白 俊哉

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約)微小動物プランクトン種査定・分析業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 契約締結日  
至) 令和 7 年 3 月 1 9 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、単価に予定数量を乗じた合計金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成 13 年 4 月 1 日付け 13 水研第 65 号)第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者(査定結果の最終判定を行える者)を有することを証明した者であること。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付  
神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門管理課  
電話 045-788-7626  
FAX 045-788-5001
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「(単価契約)微小動物プランクトン種査定・分析業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「(単価契約)微小動物プランクトン種査定・分析業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年9月26日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。  
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。  
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 証明に関する事項

競争参加者は、上記2.(5)を証明する証明書等を提出しなければならない。

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

入札説明書による。  
3.①に同じ。  
令和6年9月26日 12時00分

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和6年10月10日 14時00分  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎 ビデオライブラリー室

- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年10月10日 12時00分  
3.①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高

- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、ご応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

#### 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 業務仕様書

1. 件 名 (単価契約) 微小動物プランクトン種査定・分析業務
2. 業務場所 請負業者指定場所
3. 業務目的 本業務は、亜寒帯域—黒潮水域におけるサンマ調査等で得られた微小動物プランクトン固定標本の種組成を明らかにすることを目的とする。
4. 業務期間 自) 契約日  
至) 令和7年3月19日
5. 検体数 196 検体 (予定)
6. 業務内容 亜寒帯域から黒潮水域で採集されたルゴールヨウ素溶液固定標本について、プランクトンの分析 (同定・計数・体サイズ計測) を行うこと。なお、分析業務の詳細については、以下の通りである。

固定された試料を沈殿法で濃縮を行い、光学顕微鏡下で観察して、出現する繊毛虫類、従属栄養渦鞭毛虫類、輪虫類、カイアシ類ノープリウス幼生およびその他の動物群を対象として、以下のとおり同定・計数と基準部位の計測を行う。同定は属あるいは種レベルを基本とするが、繊毛虫類や従属栄養渦鞭毛藻類で同定が困難な場合にはサイズ別に3段階程度 (<20  $\mu\text{m}$ 、20–50  $\mu\text{m}$ 、 $\geq$ 50  $\mu\text{m}$ ) の大きさによるグループ分けを行う。

サイズ計測については、細胞容積の推定が可能な部位を (長径・短径 (もしくは直径・厚さ)) 分類群 (種、属、またはグループ) ごとに設定して、各カテゴリ 20 細胞を目安とする。基本的に、濃縮試料中の出現種すべて同定・計数するが、試料あたりの計数値が 200 個体を越えそうな分類群については、試料あるいは観察視野を適宜分割することも可とする。動物群のグループ分け、体サイズ計測方法、事前に当所の担当職員と相談の上、決定する。

7. その他
  - ・ 検体数は試料の入手状況により多少の増減がある。
  - ・ 分析結果は、表計算ソフト (Microsoft Windows 版 Excel2016 以上) に入力しメールで送付すること。
  - ・ 分析結果には、分析担当者の氏名、連絡先を明記すること。
  - ・ この仕様書に記載の無い詳細については担当職員の指示に従い、完全に行うものとする。

- ・分析担当者は、分析対象生物の分類に精通し、本業務で行った種査定の詳細(種の判断基準、引用文献等)について即答できるものでなければならない。
- ・当所へ提出された分析結果について、当所担当者において計算・検定を行い、適正に計測されていないと判断された場合は、再度分析を行うものとする。
- ・運送に係わる費用および分析に係わる消耗品等の費用については、全て請負業者にて負担すること。